



OBA MJ 連載

Vol.25 行政連携

第8回 行政対象暴力研究会報告

民事介入暴力及び弁護士業務妨害対策委員会 委員 櫻元 雄生

第1 はじめに

平成26年2月18日(火)、民事介入暴力及び弁護士業務妨害対策委員会は、標記研究会を行いました。

今回は、一昨年、昨年と続けて本研究会で扱ってきました「行政に対する不当要求とその対策」の具体的な一場面として「**行政に対する不当要求の実態～情報公開制度の濫用を中心として～**」というテーマを取り上げ、各自治体の情報公開制度の概要や濫用事例に対する対応策を報告・発表しました。

本研究会には、大阪府警察本部、大阪府暴力追放推進センター、国土交通省近畿地方整備局、大阪広域水道企業団、大阪府、大阪市、堺市、豊中市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、門真市、高石市、島本町、田尻町、太子町から約60名の方にご出席いただき、当会からは、中村吉男平成25年度副会長をはじめ、約50名の委員が出席しました。

冒頭に、久保井聡明当委員会委員長、葛城祐士大阪府警察本部捜査第四課暴力団対策室長からご挨拶があり、その後、林堂佳子当委員会副委員長の司会の下で、各委員からの報告・発表が行われました。

第2 報告・発表の内容

本研究会での報告・発表にあたり、本研究会の各担当者が、大阪府、大阪市、堺市及び八尾市の各自治体に情報公開制度の概要やその実情について事前にヒアリングを行いました。ヒアリングにご協力いただきました各自治体の担当者の方に深く御礼申し上げます。

1 各自治体からのヒアリング報告

(報告者 前田敏洋委員、宮崎弘太郎委員)

各自治体で制定されている情報公開条例の内容、情報公開制度の仕組みについての報告がされました。情報公開条例の基本原則として、公開の原則があること、個人情報保護すべきこと、迅速公正な手続により進めること、総合的な情報公開の促進に努めること、情報公開審査会の建議機能及び調査権限の拡充を図るべきことが定められているという内容でした。

続いて、情報公開請求の手続や不服申立手続の概要、各自治体の情報公開請求処理件数の状況、及び各自治体が住民の知る権利の要請に応えるべく情報公開請求に対応している現状について報告されました。

また、各自治体が対応に苦慮している情報公開請求の事例について報告されました。例えば、公開請求の対象となる公文書が非常に大量であ



ったにもかかわらず、請求者が公文書の内容をほとんど確認しなかった、さらには閲覧にすら来なかったという濫用を疑われる事例、請求者がすでに他の方法により公文書を所持しているにもかかわらず、同じ公文書を対象として情報公開請求が行われるといった情報公開請求の必要性に乏しいと思われる事例等が挙げられていました。

2 情報公開制度における濫用禁止規定・裁判例の紹介

(報告者 野村洋平委員)

各自治体が対応に苦慮する情報公開請求が増加しているという情勢から、近年、全国の自治体において、情報公開条例を改正して、権利濫用と認められる場合に公開請求を却下ないし拒否できるとする規定を創設する動きがみられること、もっとも多くの自治体では情報公開条例に権利濫用に関する規定を設けていないとの報告がされました。

権利濫用に関する規定を設けていないことの理由として、そのような規定は情報公開制度の趣旨である住民の知る権利と抵触するのではないかという疑問点があることや、あえて条例化せずとも情報公開審査会による審査手続や裁判手続により個別かつ柔軟に対応できる場合が多いことが考えられるのではないかという発表がされました。

3 悪質事例に対する具体的対処例の紹介

(報告者 幸尾菜摘子委員、谷川直人委員)

本研究会の担当者が事前にヒアリングした内容をある程度抽象化したいくつかの濫用的な情報公開請求と考えられる悪質事例について、各自治体がどのように対処したのかについての報告がされました。

具体的な対処の方法として、簡易な方法により濫用的な情報公開請求を却下できるとする対処方法や、濫用的な情報公開等を禁止する仮処

分を行うといった対処方法について説明がありました。

なお、昨年開催された本研究会において、当会は悪質クレームを受けた職員が悪質クレームか否かの一定の基準を明示し、迅速な対応をしてもらえるように「悪質クレームチェックポイント」を作成し、各自治体に配布したのですが、この「悪質クレームチェックポイント」に照らすと、悪質事例として取り上げた事例はいずれも悪質クレームと評価できるようなものであったといえます。

このことから、請求者の不当な目的のために情報公開制度を手段として用いる、すなわち濫用的な情報公開請求を行うという実態が浮かび上がったのではないかと思います。

第3 まとめ

最後に、中村吉男平成25年度副会長から閉会の挨拶があり、その中で行政連携のお品書きが改訂されたことについて触れられていました。

一昨年から本研究会でテーマとしている「行政に対する不当要求とその対策」では、自治体が不当要求を受けた場合にいかに対処するかについて主に法的な側面から検討しています。そのため、自治体が反社会的な行為を受けることで抱えている問題点を弁護士も共有し、自治体と当会とが協力して不当要求を排除していく必要があるとの認識を新たにしました。

今回の本研究会では、濫用的な情報公開請求ではないかと疑われる事例の報告がありましたが、濫用的な情報公開請求を放置すれば結果として行政サービスの低下を招くという問題がある一方で、過剰な規制は、情報公開請求の基本原則である住民の知る権利と抵触する危険性があるという問題もあり、具体的な事例の検討を重ね、いかなる場合に濫用と評価できるかについて理論的に深化させていく必要性を強く感じさせる発表でありました。